

山梨交通(株)の乗合バスの運賃変更について

山梨交通株式会社の乗合バスの運賃が令和5年10月1日より変更されます。

- 事業者名： 山梨交通株式会社（山梨県甲府市飯田三丁目2番34号）
代表取締役 雨宮 正英
- 対象路線： 山梨県内の一般路線バスの全路線（静岡県内の一部を含む）
- 変更後の運賃の内容（現金の場合）

	現行運賃	変更後の運賃
○対キロ区間制運賃		
初乗運賃	150円	<u>190円</u>

主要区間の具体的な運賃については、以下をご参照ください。

(主要区間の運賃)

区間	片道運賃	
	現行運賃	変更後の運賃
甲府駅～武田神社	190円	<u>230円</u>
甲府駅～湯村温泉入口	220円	<u>260円</u>
甲府駅～小笠原橋	650円	<u>760円</u>
韮崎駅～百観音	470円	<u>560円</u>
富士宮駅～北松野	410円	<u>480円</u>

注) 今般の運賃の変更は、令和5年8月7日付で事業者から申請された上限運賃の変更認可申請について、申請のとおり認可(※)したことを受けたものです。実際に事業者が旅客から收受する運賃は、上記の通り、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなります。

※対キロ区間制運賃：初乗運賃190円、基準賃率55円00銭
平均改定率：19.40%

- 運賃変更の実施日（予定日） 令和5年10月1日（日）
- 乗合バス事業者のホームページ・問い合わせ先
ホームページ URL：<http://yamanashikotsu.co.jp/>
問い合わせ先：山梨交通株式会社（TEL：055-223-0821）

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部旅客第一課
担当 川村、柿本、田中
電話 045-211-7245 FAX 045-201-8802
【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、山梨県政記者クラブ